

郵便見積りの手引き

1 郵便見積りとは

通知によりあらかじめ指定された日時までに書留郵便により見積書を送付する見積方法をいう。

2 郵便見積りの対象

盛岡地区広域消防組合が発注する案件で、随意契約による見積りを行うものを対象とする。

3 郵便見積りの参加方法

(1) 郵送の方法

ア 「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによるものとし、普通郵便、メール便又は特定記録郵便等その他の方法による見積りは、「無効」とする。

イ 封筒は、二重封筒（内封筒及び外封筒）とする。

ウ 通知に記載された日時までに到達しない見積書は、「無効」とする。

エ 郵便見積りに要する費用は、すべて見積人の負担とする。

(2) 内封筒

ア 見積案件ごとの見積書を封入するものとし、複数の見積書を入れて郵送された場合は、すべて「無効」とする。

イ 見積書のほか、内訳書等の書類の提出を求める場合は、見積書と併せて内封筒に入れるものとする。

ウ 内封筒の表面に必要事項を記載し、裏面は、糊付け及び見積書に押印した印鑑で封印するものとし、必要事項の記載がないものは、「無効」とする。

（内封筒の記載要領等は、別紙「郵便見積り封筒の作成例（内封筒）」を参照すること。）

(3) 外封筒

複数の内封筒を1つの外封筒に入れて提出することは、可とする。

（外封筒の記載要領等は、別紙「郵便見積り封筒の作成例（外封筒）」を参照すること。）

(4) 郵送先

通知で示すこと。

4 見積書の取扱い

(1) 開封時に内封筒に誤記載等があった場合は、開封は行わず、見積りは「無効」とする。

また、到達した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めないこと。

(2) 開封前に見積りが中止又は取消しとなった場合は、見積書は返却しないこと。

5 見積りの辞退

見積りを辞退する場合は、見積書提出期限までに辞退届を郵送（普通郵便可）又は持参により提出するものとする。なお、見積書提出後の辞退は認めないこと。

6 開封の立会い

郵便による見積りをした者についても開封に立会うことができるものとし、その場合は、名刺等により身分を確認すること。

また、見積人が立ち会わないときは、当該見積りの事務に関係のない職員に立ち合わせて行うこと。

7 見積りの回数及び再度見積り

見積りの回数は、通知で示すこと。

また、複数回とした場合、1回目の開封において、予定価格の制限の範囲内の価格で見積りした者がいなかったときは、次のいずれかにより再度見積りを行うこと。

(1) 通知に定める見積りの方法を「直接提出又は郵便による提出のいずれか」とした場合

再度見積りにおける見積人は、辞退者を除き、見積会場にて見積書を提出した見積人のみとする。

また、郵送による見積りを行った者は、「辞退扱い」とする。

(2) 通知に定める見積りの方法を「郵便による提出」とした場合

再度見積りにおける見積人は、辞退者を除く見積人とする。

また、再度見積りについても、一般書留又は簡易書留による郵送提出に限るものとする。

(当該見積人に2回目の見積り実施の連絡をし、1回目の最低価格、見積書提出期限及び見積日を記載したものをファックスで送付すること。)

8 同額の見積りの場合

契約の相手方となり得る同価の見積りをした者が2人以上いる場合は、くじ引きを行い順位を決定すること。

また、当該見積りをした者が開封に立ち会っている場合は、その者にくじを引かせ、立会いがない場合については、決定にあたり当該見積人に連絡したうえで、当該見積りの事務に関係のない職員がくじを引くこと。

9 見積結果の通知

郵便見積りにより契約の相手方を決定したときは、見積人若しくはその代理人又は立会人に対し、見積結果を伝えるとともに、立ち会わなかった見積人に対しては、ファックスにより結果を通知すること。

10 同等品

物品の購入等において、同等品での見積りを認める場合は、通知に同等品の提出期限を記載し、提出された同等品が適しているか審査を行うこと。

また、審査後、直ちにその結果を連絡すること。